平成２４年（フ）第１８８号
香川県さぬき市津田町津田1661番地１
債務者　髙坂　　豊
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９６号
福島県郡山市白岩町字杉ノ脇265番地の３
債務者　渡邊友妃代
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
神戸市長田区五番町３丁目10番地　市住32―307号、従前の住所神戸市長田区五番町３丁目10番地　市住32―306号
債務者　北山　博美
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９号
岩手県釜石市大渡町２丁目３番16号　101号室、旧住所岩手県遠野市上郷町佐比内20地割24番地１
債務者　照井　勝哉（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２４年（フ）第２０２号
大分市大字古国府169番地の６　高瀬アパート101
債務者　荻本　武俊
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９８号
北海道小樽市奥沢４丁目20番29号　パフェル奥沢101号室、前住所北海道小樽市奥沢１丁目24番６号
債務者　盛田惠美子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１２４６号
仙台市宮城野区小田原３丁目１番40号　ハイツ萩の里103、申立時の住所仙台市泉区鶴が丘４丁目12番地の17
債務者　小野　雄司
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
仙台市青葉区川内川前丁45番地　かんき荘202、住民票上の住所仙台市青葉区川内川前丁44番地
債務者　菅野　宗彦
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６６号
仙台市泉区将監３丁目11番15号
債務者　鈴木　理佐
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福島県いわき市川前町川前字中ノ萱115番地、前住所福島県いわき市川前町川前字五林41番地の１
債務者　武田　好光
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第６５号
福島県いわき市川前町川前字中ノ萱115番地、前住所福島県いわき市川前町川前字五林41番地の１
債務者　武田恵美子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県土浦市湖北１丁目９番３号　セジュールハセガワ101、前住所茨城県土浦市東崎町６番30号　ポプラの郷土浦
債務者　礒崎　弘志
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１号
茨城県土浦市沢辺757番地
債務者　佐藤由美子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４号
茨城県つくば市高見原４丁目５番地66
債務者　斉藤　尊則
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１４５号
茨城県つくば市大舟戸137番地３
債務者　柳田　真一
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
茨城県土浦市大町14番16―1102号　桜川ハイツ
債務者　伊藤　末男
1　決定年月日時　平成24年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５９号
茨城県稲敷郡阿見町本郷３丁目７番地３　ヌカダハイツ202号
債務者　吉岡　清子（旧姓糸賀）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係